

沿岸くろまぐろ漁業に係る委員会指示の一部改正について

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 31 号の一部改正について

当委員会では、太平洋クロマグロの管理を進めるため、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 31 号（以下「指示第 31 号」という。）を発出して「沿岸くろまぐろ漁業」の承認制を実施してきたところであるが、次の理由により、当該指示第 31 号を一部改正する指示として、別紙 1 の（案）により瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 35 号を発出するとともに、別紙 2 の（案）により瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 31 号の 9 に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領の一部改正を行う。

（改正理由及び内容）

1 指示第 31 号の 2 に定める操業の禁止にかかる期間

くろまぐろ TAC 管理期間（第 6 管理期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日）と整合を図るため、指示第 31 号の 2 に定める操業の禁止にかかる期間について「平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日まで」を「平成三十年七月一日から令和三年三月三十一日まで」と改正する。

2 指示第 31 号の 8 に定める指示の有効期間

上記 1 の変更に伴い、指示第 31 号の有効期間について「平成三十年五月一日から平成三十二年七月三十一日まで」を「平成三十年五月一日から令和三年四月三十日まで」と改正する。

3 指示第 31 号に定める承認等の取り扱い

指示第 31 号の有効期間中に、瀬戸内海において沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者（以下「当該者」という。）が現承認者から地位を継承することのできない場合は、当該者の住所の所在地の都道府県から、漁業関係法令を遵守する者であること、都道府県の配分量の遵守に支障がなく、かつ、現承認者の数に当該者の数を加算しても、当該都道府県の旧承認者の数を超過しないことが明記された意見書の提出がある場合に限り、委員会はこれを承認することができる旨の規定を新設する。

なお、この場合の承認数の上限は我が国全体で 400 を超えないものとする。

※詳細は別紙 3 参照

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十五号 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
1 (略) 2 操業の禁止 平成三十年七月一日から<u>令和三年三月三十一日</u>までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3 <u>又は</u> 4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。 3 (略) 4 承認証の交付と変更<u>等</u> (1) 委員会は、3の(1) <u>又は4の(4) 若しくは (5)</u>の承認をしたときは、その承認者（(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。 (2)～(4) (略) <u>(5) 委員会は、この指示の有効期間中に、瀬戸内海において沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者（以下(5)において「当該者」という。）が現承認者から地位を承継することのできない場合は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げるイからハまでの条件を満たす旨の意見書の提出がある場合であって、かつ、我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないときに限り、承認することができる。</u> <u>イ 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。</u> <u>ロ 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の漁獲枠の遵守に支障がないこと。</u>	1 (略) 2 操業の禁止 平成三十年七月一日から<u>平成三十二年六月三十日</u>までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3 <u>及び</u> 4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。 3 (略) 4 承認証の交付と変更<u>の承認</u> (1) 委員会は、3の(1)の承認をしたときは、その承認者（(2)の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。<u>(4)の規定に基づいてする承認においてもまた同様とする。</u> (2)～(4) (略) (新設)

<u>ハ 当該都道府県における現承認者の数に当該者の数を加算しても、当該都道府県の旧承認者の数を超過しないこと。</u> <u>(6)</u> (4) <u>及び (5)</u> の規定による承認の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び様式第一号の二による承認申請書に、<u>(4) の規定による申請の場合にあっては現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を、(5) の規定による申請の場合にあっては(5) に定める都道府県の水産主務課長による意見書及び原簿謄本を、それぞれ添えて委員会に提出しなければならない。</u>ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。 <u>(7)</u> 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。 <u>(8)</u> (2)、(4) <u>及び (5)</u> の申請並びに <u>(7)</u> の届出は、委員会事務局に提出するものとする。 5 漁獲実績報告書等 (1) 3の(1)又は4の(2)、(4) <u>若しくは (5)</u> の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び様式第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。 (2) 3の(1)又は4の(2)、(4) <u>若しくは (5)</u> の承認を受けた者で、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合は、別記様式第五号の三及び様式第五号の四による採捕尾数報告書を提出しなければならない。 (3) (略) 6～7 (略) 8 指示の有効期間 この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から<u>令和三年四月三十日</u>までとする。 9 (略)	<u>(5)</u> (4) の規定による承認の<u>承継</u>の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び様式第一号の二による承認申請書に、<u>現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を添えて委員会に提出しなければならない。</u>ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。 <u>(6)</u> 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。 <u>(7)</u> (2) <u>及び</u> (4) の申請並びに <u>(6)</u> の届出は、委員会事務局に提出するものとする。 5 漁獲実績報告書等 (1) 3の(1)又は4の(2) <u>若しくは</u> (4) の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び様式第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。 (2) 3の(1)又は4の(2) <u>若しくは</u> (4) の承認を受けた者で、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合は、別記様式第五号の三及び様式第五号の四による採捕尾数報告書を提出しなければならない。 (3) (略) 6～7 (略) 8 指示の有効期間 この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から<u>平成三十二年七月三十一日</u>までとする。 9 (略)
---	--

--	--

附 則

- 1 この指示は、令和二年五月二十九日から施行する。
- 2 この指示の施行前における改正前の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号の3の（1）又は4の（2）若しくは（4）の規定による承認は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十五号の規定による改正後の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号の3の（1）又は4の（2）若しくは（4）の規定による承認とみなす。

改正後の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号（案）

改正 平成三十一年 三月十八日瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十三号
令和二年 五月二十九日瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条第一項の規定に基づき、沿岸くろまぐろ漁業について、次のとおり指示する。

平成三十年三月二十二日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）「瀬戸内海」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第一百条第二項に規定する瀬戸内海

（２）「沿岸くろまぐろ漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船によりくろまぐろをとることを目的とする漁業

イ 法第六条第三項に規定する定置漁業

ロ 法第六条第五項に規定する共同漁業

ハ 法第七条に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ニ 法第五十二条第一項に規定する指定漁業

ホ 特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第一条第二項に規定する特定大臣許可漁業又は同条第三項第二号若しくは第三号に掲げる漁業

ヘ 法第六十六条第二項に規定する漁業

ト 法第六十五条第一項の規定により府県知事が定める規則に定める知事許可漁業のうち、次に掲げる漁業

（イ）小型定置漁業

（ロ）小型定置網漁業

（ハ）つば網漁業

2 操業の禁止

平成三十年七月一日から令和三年三月三十一日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営んではならない。ただし、3又は4の規定による瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 操業の承認

(1) この指示の有効期間の開始の日の前日（平成三十年四月三十日）において、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第二十八号の3の（1）及び4の（4）の規定による委員会の承認を受けて沿岸くろまぐろ漁業を現に営んでいる者（以下「旧承認者」という。）で、次に掲げるイ及びロの条件を満たす者は、平成三十年七月一日から平成三十二年六月三十日までの間に、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする場合には、使用する船舶ごとに、平成三十年五月十八日までに申請して、委員会の承認を受けることができる。

イ 平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの間に、くろまぐろの漁獲実績を一キログラム以上有すること。ただし、前段に該当しない場合であつて、申請者の所属漁業協同組合の代表理事組合長等が特に認める者で、申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合はこの限りではない。

ロ 申請者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長が、国が発出した「くろまぐろ小型魚の漁獲に係る操業自粛の要請について（平成三十年一月二十三日付け二十九水管第二六八七号水産庁資源管理部長通知）」に明らかに応じない漁業者ではない旨の意見書があること。

(2) 平成三十年五月十八日までに旧承認者から当該承認に係る地位を承継して、瀬戸内海において、沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者で、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書がある場合は、旧承認者に代わって、(1)の規定による承認を受けることができる。この場合、(1)のイ及びロの条件は適用しない。

(3) (1)の規定による承認の申請は、別記様式第一号及び様式第一号の二による承認申請書に、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十条第一項の規定による登録の謄本（以下「原簿謄本」という。）を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) (1)の規定による承認の申請は、委員会事務局に提出するものとする。

4 承認証の交付と変更等

(1) 委員会は、3の（1）又は4の（4）若しくは（5）の承認をしたときは、その承認者（2）の規定による変更の承認を受けた者を含む。以下「現承認者」という。）に別記様式第二号による承認証を交付する。

(2) 現承認者は、承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、

別記様式第三号及び様式第三号の二による変更承認申請書に、現に所持している承認証を添えて、委員会に変更の申請をし、その承認を受けなければならぬ。

(3) (2)の規定による変更の申請が船名又は船舶総トン数の変更に係るものであるときは、原簿謄本を添えなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(4) 委員会は、現承認者から、当該承認の期間中に、当該承認に係る地位を承継しようとする者が、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長による当該都道府県の漁獲枠の遵守に支障がない旨の意見書を添えて当該承認の承継の申請をした際は、これを承認しなければならない。

(5) 委員会は、この指示の有効期間中に、瀬戸内海において沿岸くろまぐろ漁業を営もうとする者(以下(5)において「当該者」という。)が現承認者から地位を承継することのできない場合は、当該者の住所の所在地の都道府県の水産主務課長から当該者の申請について次に掲げるイからハまでの条件を満たす旨の意見書の提出がある場合であつて、かつ、我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないときに限り、承認することができる。

イ 当該者は、くろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。

ロ 当該者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の漁獲枠の遵守に支障がないこと。

ハ 当該都道府県における現承認者の数に当該者の数を加算しても、当該都道府県の旧承認者の数を超過しないこと。

(6) (4)及び(5)の規定による承認の申請をしようとするときは、別記様式第一号及び様式第一号の二による承認申請書に、(4)の規定による申請の場合にあつては現承認者が現に所持している承認証、別記様式第四号による廃業届及び原簿謄本を、(5)の規定による申請の場合にあつては(5)に定める都道府県の水産主務課長による意見書及び原簿謄本を、それぞれ添えて委員会に提出しなければならない。ただし、申請者が、当該申請に係る船舶について、漁船法第十条第一項の規定による登録を受けたものである旨の確認を都道府県から受けたときは、申請に当たり、原簿謄本の添付を省略することができる。

(7) 現承認者は、当該漁業を廃止するときは、速やかに、別記様式第四号による廃業届に、現に所持している承認証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(8) (2)、(4)及び(5)の申請並びに(7)の届出は、委員会事務

局に提出するものとする。

5 漁獲実績報告書等

(1) 3の(1)又は4の(2)、(4)若しくは(5)の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業について、別記様式第五号及び様式第五号の二による漁獲実績報告書を提出しなければならない。

(2) 3の(1)又は4の(2)、(4)若しくは(5)の承認を受けた者で、くろまぐろの養殖用種苗を採捕した場合は、別記様式第五号の三及び様式第五号の四による採捕尾数報告書を提出しなければならない。

(3) (1)の規定にかかわらず、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第十七条第三項に定める採捕の数量が各都道府県の知事に報告され、国にも報告される場合には、(1)の規定に従って漁獲実績報告書が提出されたものとみなす。

6 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、別記様式第六号による承認証再交付申請書を委員会事務局に提出し、その再交付を受けなければならない。

7 承認の取消し等

(1) 委員会会長はこの指示に違反した者への対応及び処分方針について別に定めるものとする。

(2) 委員会は、承認を受けた者が、次のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すものとし、当該取消しを受けた者は、速やかに、その承認証を委員会事務局に返納しなければならない。

イ 3又は4の申請の際の提出書類の記載内容に事実と異なることが記載(4の変更に該当する場合は除く。)されていることが明らかにな
った場合

ロ 法第六十八条第四項で準用する法第六十七条第十一項の規定に基づく農林水産大臣の命令に違反した場合

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年五月一日から令和三年四月三十日までとする。

9 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十三号）
この指示は、平成三十一年三月十八日から施行する。

附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十五号）

1 この指示は、令和二年五月二十九日から施行する。

2 この指示の施行前における改正前の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号の3の（1）又は4の（2）若しくは（4）の規定による承認は、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十五号の規定による改正後の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号の3の（1）又は4の（2）若しくは（4）の規定による承認とみなす。

改正後	改正前
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 31 号の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 平成 30 年3月 22 日策定 令和元年 11 月 15 日一部改正 <u>令和2年5月 29 日一部改正</u> 瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第 31 号(以下「委員会指示」という。)の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. (略) 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) (略) (2) 承継承認等について <u>ア、委員会指示の4の(4)の承認</u>(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。 ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県間での承継も含むものとする。 ② 親子等以外で、現承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。 ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現承認者の廃業届の提出を要するものとする。 この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも構わない。 <u>イ、委員会指示の4の(5)の承認は、以下により取り扱うものとする。</u> <u>① 委員会指示の4の(5)の「我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないとき」とは、委員会指示の4の(5)の規定による我が国全体の承認数が 400 を超えていないときのことをいう。複数の都道府県の水産主務課長から同時に意見書の提出があった場合であって、当該意見書に係る申請を全て承認した場合には当該承認数が 400 を超えるときには、現承認者の数が旧承認者の数に占める割合が低い都道府県からの意見書に係る申請から順に承認することとする。</u>	瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 31 号の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領 平成 30 年3月 22 日策定 令和元年 11 月 15 日一部改正 瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第 31 号(以下「委員会指示」という。)の9に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。 1. (略) 2. 操業の承認について 委員会指示の3に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。 (1) (略) (2) 承継承認について 委員会指示の4の(4) <u>で、現に承認を受けた者から当該承認に係る地位を承継して承認を受ける場合</u>(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。 ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県間での承継も含むものとする。 ② 親子等以外で、現承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。 ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現承認者の廃業届の提出を要するものとする。 この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも構わない。 (新設)

- ② ①の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ②の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4) 及び4の(8)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

4. (略)

5. 承認証の再交付の申請

委員会指示の4の(2)、(6)及び(7)で申請又は届出書類に、「現に所持している承認証を添える」場合で、承認証を亡失した場合は、承認証に替えて、委員会指示の6の承認証の再交付の申請を同時に行うものとする。

6. (略)

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式 ^{※1}						旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第一号の二	第三号	第三号の二	第四号	第六号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	—	—	○	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	—	—	○	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる) ^{※3}	○	○	—	—	○	△	○	新番号を付与	変更後の承認証を交付する。
再交付申請		—	—	—	—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	—	—	—	○	—	△	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書頭紙、第一号の二:申請者一覧表、第三号:変更申請書、第三号の二:変更申請書、第四号:廃業届、第六号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名

※3 委員会指示の4の(5)の規定による申請の場合は、様式第四号及び旧承認証の提出は要さない。

- ・承認証下欄の左肩の日付は、変更申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・変更承認証の承認期間にかかる記載は承認証に記載されている始期～令和3年3月31日とする(始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4) 、4の(7)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

4. (略)

5. 承認証の再交付の申請

委員会指示の4の(2)、(5)、(6)で申請又は届出書類に、「現に所持している承認証を添える」場合で、承認証を亡失した場合は、承認証に替えて、委員会指示の6の承認証の再交付の申請を同時に行うものとする。

6. (略)

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式 ^{※1}						旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第一号の二	第三号	第三号の二	第四号	第六号			
変更申請	承認証の記載事項 ^{※2} に変更がない場合	—	—	○	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正(承認証は交付しない)。
	変更がある場合	—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 (者が変わらず、船のみ入れ替える場合)		—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など (船は変わらず、者が変わる場合)	—	—	○	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規(者も船も変わる)	○	○	—	—	○	△	○	新番号を付与	変更後の承認証を交付する。
再交付申請		—	—	—	—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	—	—	—	○	—	△	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書頭紙、第一号の二:申請者一覧表、第三号:変更申請書、第三号の二:変更申請書、第四号:廃業届、第六号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名

(新設)

- ・承認証下欄の左肩の日付は、変更申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・変更承認証の承認期間にかかる記載は平成30年7月1日～令和2年6月30日とする(始期を変更に係る決裁の施行日としない。)。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 31 号の 9 に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制の事務取扱要領(案)

平成 30 年 3 月 22 日策定
令和元年 11 月 15 日一部改正
令和 2 年 5 月 29 日一部改正

瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、委員会指示第 31 号(以下「委員会指示」という。)の 9 に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. 事務処理の専決及び結果報告

委員会指示の 3 及び 4 に定める承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2. 操業の承認について

委員会指示の 3 に定める操業の承認に係る手続きは以下によるものとする。

(1) 承認条件について

① 委員会指示の 3 の (1) のイの「くろまぐろの漁獲実績を 1 キログラム以上有すること」を証明する書類については、

- 1) 平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までは、漁業協同組合や市場での仕切り伝票等でくろまぐろを水揚げしたことが分かる書類
- 2) 平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までは、漁獲モニタリングデータ又は沿岸くろまぐろ漁業の漁獲実績報告書

とし、それぞれの書類の写しを添付するものとする。

なお、1) の書類に該当する書類かどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。

② 委員会指示の 3 の (1) のイのただし書きに該当するかどうか個別に確認が必要な場合は、予め都道府県水産主務課を通じて委員会事務局と協議するものとする。委員会指示の 3 の (2) の意見書についても同様とする。

③ 委員会指示の 3 の (1) のロの操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない旨の意見書については、

- 1) 当該申請漁業者や所属の漁業者団体等が操業自粛要請に応じないことを明らかにしている場合
- 2) 所属漁業協同組合等から、当該申請漁業者が、操業自粛要請に係る指導に応じない、協力が得られない等の指摘があった場合

等の具体的事実がある場合を除いて、都道府県水産主務課長が総合的に判断し問題ないと認められる場合は、その旨の意見をするものとする。なお、都道府県が管内の申請漁業者に関してまとめて意見を行って構わないものとする。

なお、委員会指示の 3 の (1) の承認申請期限は平成 30 年 5 月 18 日のため、委

員会指示の3の(1)のロの「操業自粛要請に明らかに応じなかった漁業者でない」旨の意見書は、第3管理期間の途中で提出となるが、この場合は意見書の提出日以前までの状況を意見したものとなるので、意見書の以後、第3管理期間中に1)や2)に該当した場合は、委員会指示7の(2)のイの規定により、承認の取消しを行う場合がある。

(2) 承継承認等について

ア、委員会指示の4の(4)の承認(以下「承継承認」という。)は、以下により取り扱うものとする。

- ① 親子等で承継承認の場合で、承認に係る船舶が承継前と後で同一の場合は「親子等承継」とし、承認番号はそのまま引き継ぐものとする。また、親子等は、親子間以外でも、同一都道府県間での承継も含むものとする。
- ② 親子等以外で、現承認者の廃業を見合いに新規で承継承認を受ける場合で、承認に係る船舶が承継前と後で異なる場合は「廃業見合新規」とし、現承認者の有する承認番号を廃し、承継承認の申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ①、②のいずれの場合も、承継承認の申請数と同数の現承認者の廃業届の提出を要するものとする。

この場合の廃業届は、当委員会に係る承認のほか、太平洋広域漁業調整委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会に係る承認の廃業届でも構わない。

イ、委員会指示の4の(5)の承認は、以下により取り扱うものとする。

- ① 委員会指示の4の(5)の「我が国におけるくろまぐろの資源管理に支障をきたさないよう、都道府県から提出される意見書の内容や都道府県における過去の漁獲状況等を踏まえ、真にやむを得ないとき」とは、委員会指示の4の(5)の規定による我が国全体の承認数が400を超えていないときのことをいう。複数の都道府県の水産主務課長から同時に意見書の提出があった場合であつて、当該意見書に係る申請を全て承認した場合には当該承認数が400を超えるときには、現承認者の数が旧承認者の数に占める割合が低い都道府県からの意見書に係る申請から順に承認することとする。
- ② ①の承認は、アの②の「廃業見合新規」に準じて扱うこととし、申請者に新たな承認番号を発行するものとする。
- ③ ②の規定にかかわらず、アの③に規定される現承認者の廃業届の提出は要さないものとする。

3. 申請書等の提出先について

委員会指示の3の(4)及び4の(8)の申請書等の提出先は、委員会事務局とする。

4. 変更の承認について

委員会指示の4の(2)、(3)に定める変更の承認については、以下により取り扱うものとする。

- (1) 委員会指示の4の(2)の変更は承認を受けた者の申請書の記載事項で、同一人物での氏名変更、同一船舶(漁船登録番号が同じ等)での船名変更、住所変更とする。
- (2) 委員会指示の4の(3)の使用船舶の変更で代船に係るものは、
 - ① 承認を受けた者が、当該承認に係る船舶を当該承認に係る海域において沿岸くろまぐろ漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
 - ② 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合とする。

5. 承認証の再交付の申請

委員会指示の4の(2)、(6)及び(7)で申請又は届出書類に、「現に所持している承認証を添える」場合で、承認証を亡失した場合は、承認証に替えて、委員会指示の6の承認証の再交付の申請を同時に行うものとする。

6. その他

- (1) 委員会指示の承認申請等で必要となる書類を整理すると、別表のとおりとなるので、参考とされたい。
- (2) 委員会指示の1の(2)で、漁業法(昭和24年法律第267号)第52条第1項の指定漁業のうち、近海かつお・まぐろ漁業の許可を有する者が総トン数20トン未満の動力漁船により我が国200海里内でくろまぐろを採捕する際は、採捕報告を国等に行い、国からの操業上の指導に応じることを条件に、委員会指示では近海かつお・まぐろ漁業として扱うものとする。
- (3) 沿岸くろまぐろ漁業の承認制に関する事務の取扱いにおいて、申請書類等で次に該当する場合は、委員会事務局が技術的修正を行うことができるものとする。
 - ① 申請者名の氏名に表外漢字が使用されている場合は、常用漢字に修正することができる。
 - ② 漁業協同組合やその支所等の名称が通用名で記載されている場合、正式名称に修正することができる。
- (4) 承認番号については、承認を有する者が廃業し、承継者が不在の場合、旧承認者に割り当てられた承認番号は廃番とし、再使用はしないものとする。また、承認番号は委員会事務局が指定するものとする。

別表 くろまぐろ漁業承認申請等に必要な書類の一覧表

		様式※1						旧承認証	承認番号の対応	摘要
		第一号	第一号の二	第三号	第三号の二	第四号	第六号			
変更申請	承認証の記載事項※2に変更がない場合	—	—	○	○	—	△	—	—	申請を受理し、承認者情報を内部処理によって修正（承認証は交付しない）。
	変更がある場合	—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
代船申請 （者が変わらず、船のみ入れ替える場合）		—	—	○	○	—	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
承継申請	親子間承継など （船は変わらず、者が変わる場合）	—	—	○	○	○	△	○	旧番号を継続	変更後の承認証を交付する。
	廃業見合新規（者も船も変わる）※3	○	○	—	—	○	△	○	新番号を付与	変更後の承認証を交付する。
再交付申請		—	—	—	—	—	○	—	旧番号を継続	承認証を再交付する。
単純な廃業		—	—	—	—	○	—	△	—	旧承認番号は欠番とする。 受理後は内部処理のみ。

※1 第一号:申請書頭紙、第一号の二:申請者一覧表、第三号:変更申請書、第三号の二:変更申請書、第四号:廃業届、第六号:再交付申請書

※2 承認証の記載事項 住所、氏名、船名

※3 委員会指示の4の（5）の規定による申請の場合は、様式第四号及び旧承認証の提出は要さない。

- ・承認証下欄の左肩の日付は、変更申請書の起案文書決裁後の施行日を記載する。
- ・変更承認証の承認期間にかかる記載は承認証に記載されている始期～令和3年3月31日とする（始期を変更に係る決裁の施行日としない。）。
- ・再交付申請の場合、当初の承認証と同様のものを交付することとし、欄外や裏面への摘要事項（再交付、書換交付、日付など）の記載は要しない。
- ・廃業届への実印押印、印鑑証明書の添付は要しない。
- ・上記変更申請等のいずれの場合においても、都道府県による漁船原簿の確認行為及び確認印の押印（もしくは漁船原簿の添付）を要する。
- ・変更申請、代船申請、承継申請の際、旧承認証を紛失した場合には、様式第六号（再交付申請書）を添付する。ただし、再交付は行わず、変更承認証の交付で代える。

太平洋クロマグロに関する委員会指示に基づく承認等の取り扱いについて

1. これまでの経緯

太平洋クロマグロの管理を進めるため、これまで太宗が自由漁業だった曳き縄漁業や釣り漁業等を「沿岸くろまぐろ漁業」とし、

(1) 平成23年に漁獲報告の義務化を図るため、広域漁業調整委員会指示により届出制を導入(届出隻数 1.3 万隻)、

(2) 平成26年以降は、隻数の増加を抑制する観点から、同委員会指示による承認制に移行(承認隻数 1.8 万隻(H30.7 現在))、

して、原則2年ごとに更新している。

区分	H23.3	H26.4	H27.1	H29.1	H30.1	H30.7	R2.3
	届出	承認	更新(1)	更新(2)	-	更新(3)	-
隻数	13,144	24,086	24,086	22,548	22,511	18,147	18,125

2. 承認等の取り扱いについて

沿岸くろまぐろ漁業に従事する漁船の隻数については、WCPFC(中西部太平洋まぐろ類委員会)に承認制が開始された当初の24,086隻で報告しており、日本の沿岸くろまぐろ漁業の管理の基準となっている。平成30年7月から沿岸くろまぐろ漁業でのTAC管理が導入されたことを契機に、3回目の一斉更新から「過去5年間に1kg以上漁獲した実績を有する者」を承認対象と限定することで、承認隻数は減少して推移してきた。

しかし、3回目の一斉更新で大幅に承認数を削減した一部の県から、承認数の増加について強い要望があり、当該都道府県の旧承認隻数を上回らず、かつ、我が国全体の承認数が急激に増加しないことが担保されるのであればWCPFCの保存管理措置を損なうものではないこと等を踏まえ、次のとおり扱うこととする。

(1)これまで原則として、継続承認(変更)と承継の申請以外は有効期間中の承認は認めてこなかったが、削減したため承認隻数がゼロとなり、漁業実態がなくなっている県が生じていること等を踏まえ、下記の条件を満たす場合に我が国全体で400を上限として承認を認めることができることとする。

- ① 申請者はくろまぐろの漁獲に係る都道府県が行う採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する者であること。
- ② 申請者の漁獲能力を勘案しても、当該都道府県に配分された管理期間当初の配分量の遵守に支障がないこと。
- ③ 当該都道府県における現承認者の数に申請者の数を加算しても、当該都道府県の旧承認者の数を超過しないこと。

(2)瀬戸内海を中心とする配分数量が少ない県については従前どおり混獲される分のみを想定した対応とする。

令和2年5月
水産庁管理調整課

遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却について
(情報提供のお願い)

1. 背景

太平洋クロマグロについては、関係漁業者、行政機関及び研究機関が連携して資源管理に取り組んでいる。定置漁業や許可漁業等以外の漁業であっても、クロマグロをとる漁業を営む場合、広域漁業調整委員会の承認を受ける必要がある。

このような中で、遊漁者が釣ったクロマグロを市場等で売却しているのではないかとのが寄せられている。

これが事実であるとする、「沿岸くろまぐろ漁業」(※1)の無承認漁業(委員会指示違反)に該当しうる(※2)。また、クロマグロの資源管理上も無視できない量になる可能性がある。

2. 対応

以上のことから、いわゆる遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却の実態を把握するとともに、委員会承認を受けずに採捕したクロマグロの販売行為を防止する必要がある。

については、従前からお願いしているクロマグロの資源管理についての周知・広報のほか、以下について情報提供をお願いしたい。

(1) 提供をお願いしたい情報

遊漁で採捕したクロマグロの市場等での売却について、売却された日、場所、関係者の特定に関する情報、その他関連情報

(2) 情報提供先

水産庁管理調整課沿岸・遊漁室(E-mail: km-yugyo@maff.go.jp)

※1: 太平洋広域漁業調整委員会指示第二十九号、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第五十五号、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十一号

※2: 遊漁者がクロマグロを市場等で販売することは、例え1回だとしても「営む」ことに該当すると考えられ、委員会指示の「沿岸くろまぐろ漁業」に該当しうる。

以上